

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 片品村

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改修費助成制度等)	助成	片品村重度身体障害者 (児) 住宅改修費補助要綱	補助対象者が居住する住宅の浴室、便所、玄関、台所及びその他村長が特に必要と認める部分の改修とする。ただし、改修は当該年度内に開始し完了するものでなければならない。	補助金の交付を受けることができる者は、本村に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本村の住民票に記載されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本村の外国人登録原簿に登録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、かつ、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号による次のいずれかに該当する障害者又はその障害者と世帯を同一にするもの ア 下肢の障害で1級及び2級の者 イ 体幹の障害で1級及び2級の者 ウ 下肢及び体幹の重複障害で1級及び2級の者 エ 視覚の障害で1級の者 オ 上肢の障害で1級及び2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者とする。) (2) 世帯構成員の当該年度の市町村民税の合算額が16万円未満の世帯に属する者(世帯とは、住民票上の同一世帯をいう。)	補助対象事業の経費の6分の5とする。ただし、1世帯につき50万円を限度(1,000円未満の端数は切り捨て) また、補助金の交付は1世帯につき1回限り			随時だが 事前相談要		保健福祉課	0278(58)2115	http://www.vill.katashina.gu.nma.jp/	補助対象事業であっても、介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度障害児(者)に対する日常生活用具給付等事業の居宅生活動作補助用具(住宅改修)の給付対象となる工事については補助対象としない。ただし、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なおこれらの給付額を超える改修経費がかかる場合については、その超過額を補助対象とすることができるものとする。 当該障害者(児)の障害に適した住宅改修であるかどうか等必要な審査を行い補助金交付決定を行う。
合併処理浄化槽設置費	利子補給 助成	片品村合併処理浄化槽 設置事業	合併処理浄化槽を新規に設置する又は単独処理浄化槽等からの付け替え(「転換」といふ)により設置する工事	合併処理浄化槽を新規に設置する者又は単独処理浄化槽等からの付け替え(「転換」といふ)により設置する者	(新規) 5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8人槽以上588,000円 (転換) 5人槽 652,000円 6~7人槽 741,000円 8人槽以上888,000円		令和3年4月1日から令和3年12月10日まで	令和3年4月1日から令和3年12月10日まで		農林建設課	0278(58)2113	http://www.vill.katashina.gu.nma.jp/	
耐震診断費	助成	片品村木造住宅耐震診断 者 派遣事業	村内に存在する木造住宅の所有者が当該木造住宅の耐震診断を受けようとするときに、村が耐震診断者を派遣して耐震診断を実施する木造住宅耐震診断者派遣事業。	・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅。(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ・平屋建て又は二階建てのもの。 ・在来軸組工法で建築したもの。	戸当たり93万円			4月~3月	予算の範囲内	農林建設課	0278(58)2113	http://www.vill.katashina.gu.nma.jp/	
その他	助成	片品村重度障害児者日常 生活 用具給付等事業 (住宅改修費給付事業)	当該住宅改修が給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。) 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害児であつて障害程度等級3級以上の者、ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の身体障害児者、知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者及び児童相談所において知的障害児として判定され障害の程度が重度又は最重度である者であつて、排便後の処理が困難な者(障害児は原則として学齢児以上。)	基準額 20万円 (所得区分に応じて自己負担あり)			随時だが 事前相談要		保健福祉課	0278(58)2115	http://www.vill.katashina.gu.nma.jp/	当該障害児者の身体の状況、住宅の状況等を勘案して村長が必要と認める場合に給付する。
その他	助成	片品村住宅新築改修等 補助制度	(1)個人宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事 (2)施工業者は、村内に本社又は本店を有する (3)工事費用が、20万円以上(消費税除く)である (4)併用住宅の工事は、個人住宅部分を対象とする (5)令和3年4月1日以降に着工し、年度内に完了する工事とする	(1)村内に居住し、住民基本台帳に法に登録されている人(外国人登録法も含む) (2)世帯の中に村税等を滞納している人がいない (3)村内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者又は村内に新築、改築等を予定している個人、併用住宅の建築主(店舗、事務所、車庫等に対する工事は除く)	工事費の10%以内で、 20万円を限度とする			令和3年 4月1日から 令和4年 3月31日まで	予算の範囲内	農林建設課	0278(58)2113	http://www.vill.katashina.gu.nma.jp/	
その他	助成	片品村定住促進家賃補助 金制度	村に定住する意思を有するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 1月あたりの補助金の額は、支払った家賃の3分の1以内の額(1万円を超える場合は1万円)とする。ただし、算出した1月あたりの補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた1月あたりの補助金の額とする。補助金の交付対象となる期間は36月を限度とする。	村に定住しているリターン者で、借家等を借り上げ(親族が管理する借家は除く)家賃を支払う45才以下の者(世帯主)。または本村に定住し、住所を移してから通算3年未満で45才以下の者(世帯主)対象外の方は公務員、公共住宅に住む者、税金等の滞納者等。	支払った家賃の月額3分の1以内の額(1万円を超える場合は1万円)を限度とする。			令和3年 4月1日から 令和4年 3月31日まで	予算の範囲内	むらづくり観光課	0278(58)2112	http://www.vill.katashina.gu.nma.jp/	